

山形県動物愛護管理推進計画

令和4年度～令和13年度



平成20年3月
平成26年3月改正
令和4年3月改正

山形県

【目次】

はじめに	1
1. 計画策定の考え方	
(1) 計画策定の趣旨	
(2) 計画の位置づけ	
(3) これまでの経過と改正の背景	
2. 計画の基本理念	
3. 計画の期間及び対象区域	
4. 計画の目標値	
5. 計画の点検及び見直し	
第1 計画推進における関係者の役割	3
第2 これまでの取組の成果	6
1. 平成26年度改正計画におけるこれまでの主な取組	
2. 取組の成果	
第3 国の動き	7
第4 山形県における動物愛護管理の現状	8
1. 犬・猫に関する状況	
(1) 引取り、捕獲、保護	
(2) 収容した犬・猫の返還と譲渡、致死処分	
(3) 狂犬病予防法に基づく犬の登録頭数と予防注射頭数	
(4) 犬に関する被害	
(5) 犬・猫に関する苦情・相談	
2. 動物取扱業、特定動物	
(1) 動物取扱業の状況	
(2) 特定動物の状況	
3. 産業動物及び実験動物	
4. 人とペットの災害対策	
第5 関係機関等の状況	17
1. 市町村における状況	
2. 県獣医師会の活動	

- 3. 動物愛護推進員、動物愛護推進協議会
- 4. 動物愛護団体・動物愛護ボランティアなど

第6 動物愛護管理に関する県民の意識・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20

第7 今後取り組むべき主な課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26

第8 施策展開の方向・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27

計画の重点取組

【施策の柱1】動物の適正な飼養管理の徹底

- 《施策1》飼い主への適正飼養の普及啓発
- 《施策2》譲渡事業の推進
- 《施策3》動物取扱業者の社会的責務の徹底
- 《施策4》特定動物の適正な飼養管理の徹底
- 《施策5》実験動物の適正な取扱いの推進
- 《施策6》産業動物の適正な取扱いの推進
- 《施策7》動物の遺棄・虐待の防止

【施策の柱2】動物愛護精神の醸成

- 《施策8》動物愛護行事の開催による動物愛護管理の普及啓発
- 《施策9》学校等の教育現場での普及啓発活動への支援

【施策の柱3】県民の安全と安心の確保

- 《施策10》人とペットの災害対策の推進
- 《施策11》周辺的生活環境の保全

【施策の柱4】取組を推進するための環境の構築

- 《施策12》関係機関・団体等との協働事業の実施及び人材育成
- 《施策13》動物愛護（管理）センターの機能強化

用語集・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 38

はじめに

1 計画策定の考え方

(1) 計画策定の趣旨

少子高齢化の進展などにより、犬や猫などの愛玩動物を家族の一員として、また、癒しをもたらす伴侶動物（コンパニオンアニマル）として飼養する家庭が増えるなど、動物は人にとってかけがえのない存在となっています。

一方で、不適切な飼い方による生活環境の悪化、多頭飼育、遺棄¹、虐待²など、動物の愛護や取扱いについての問題は多様化しています。

山形県では、動物に関わる全ての人びとが互いに理解を深め、人と動物が共生する社会の実現を目指し、本計画を策定しました。

(2) 計画の位置づけ

この計画は「動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 48 年法律第 105 号）」（以下「動物愛護管理法」という。）第 6 条の規定により、「動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針（平成 18 年環境省告示第 140 号）」（以下「基本指針」という。）に即して策定したものであり、また、第 4 次山形県総合発展計画の「県民が安心・安全を実感し、総活躍できる社会づくり」のため、動物の愛護及び管理に関する面から取り組むものです。

また、市町村、動物の所有者または占有者、動物取扱業者、公益社団法人山形県獣医師会（以下、「県獣医師会」という。）、動物愛護団体など、動物の愛護及び管理に関わるものに共通する行動指針とするものです。

(3) これまでの経過と改正の背景

平成 20 年 3 月に平成 29 年度を終期とする本計画を策定後、平成 25 年の基本指針の改正を受け、平成 26 年 3 月に特定動物の適正管理を盛り込み、平成 35 年までを推進期間とする改定を行い、取組を続けてきました。

今般、令和元年 6 月の動物愛護管理法改正に伴い、基本指針が令和 2 年 4 月に改正され、令和 3 年 6 月には動物取扱業者における犬猫の飼養管理基準が定められたことから、これらの内容を盛り込むとともに、県内の課題や各施策の進捗状況を勘案した見直しを行い、令和 13 年度までの計画を策定することとしました。

2 計画の基本理念

「人と動物の調和のとれた共生社会の実現」

動物愛護管理推進計画の推進により、動物に関する県民の多種多様な考え方の相互理解を進め、人と動物が共に生きていくことができる社会の実現を目指します。

3 計画の期間及び対象区域

期間：令和4年度から令和13年度までの10年間

区域：山形県内

4 計画の目標値

県をはじめとする関係者が協力して推進していく本計画の目標値として、「譲渡率」と「致死処分数」を設定します。

(1) 譲渡率

項目	令和2年度	令和13年度の目標値
犬の譲渡率	100%	100%
猫の譲渡率	64.5%	80%以上

(2) 致死処分数

項目	令和2年度	令和13年度の目標値
犬の致死処分数	1頭	0頭
猫の致死処分数	188頭	94頭以下（令和2年度の50%以下）

これまでの統計上、致死処分数には、

- ①老衰、病気、生後間もない等により収容中に死亡する例や、
- ②末期の病気で治療困難、攻撃性が強く危険である等の理由で、安楽死になる例が含まれており、これらを0（ゼロ）にすることは困難です。

このため県の数値目標では、上記①②を除いた、これまでやむを得ず処分していた致死処分数を減らすことを目標とし、本計画の施策を推進していきます。

5 計画の点検及び見直し

動物愛護管理行政の着実な推進を図るため、毎年、計画の取組状況を点検する「山形県動物愛護推進協議会³」を開催し、施策に反映させるものとします。

また、本計画について、計画期間の途中であっても、概ね5年目及びその他必要があると認めるときに見直しを行います。

第1 計画推進における関係者の役割

動物愛護管理に関する課題は、飼い主の不適正飼養による近隣への迷惑行為など地域に密着したものから、犬・猫の引取り、犬の捕獲、犬・猫の保護による収容、動物取扱業の監視指導などの専門的な対応を必要とするものまで様々です。今後は、動物に関わる多くの関係者がそれぞれの役割を果たすとともに、関係者が連携して取組を推進していくことが必要です。

1 県（食品安全衛生課、保健所など）の役割

県は、動物愛護管理の普及啓発、犬・猫の引取り、犬の捕獲、犬・猫の保護や返還、譲渡により致死処分の減少を図るほか、動物取扱業の登録や届出の受理、監視指導、特定動物の飼養許可、災害対策の推進など広域的・専門的な動物愛護管理行政の中核機関です。動物と関わる全ての関係者と緊密に連携し、動物愛護管理の推進体制を構築するとともに、計画全体の進行管理を行います。

2 山形市（中核市）の役割

山形市は、保健所設置市として動物愛護センター（わんにゃんポート）を開設し、市町村の業務とされる狂犬病予防注射に関する事務、災害対策の推進など、県と同様に、動物愛護管理の普及啓発、犬・猫の引取り、犬の捕獲、犬・猫の保護や返還、譲渡により致死処分の減少を図るほか、動物取扱業の登録や届出の受理、監視指導、特定動物の飼養許可などを実施します。その他、山形県動物愛護推進協議会や山形県動物愛護フェスティバルをとおして、動物愛護管理行政を推進します。

3 市町村の役割

市町村では、狂犬病予防注射業務、災害時における避難所での動物の受入れ体制の確保、動物愛護管理の普及啓発、動物苦情への対応などを担っています。動物愛護管理の課題は地域社会に密着したものが多く、その解決には、地域の実情に応じたきめ細かな取組が不可欠です。令和元年の動物愛護管理法改正により、指定都市及び中核市以外の市町村も「動物愛護管理担当職員を置くよう努めること」とされました。

地域における飼い主のいない猫による環境被害や多頭飼育問題に対し、市町村の動物愛護部局だけでなく、環境や福祉などの関係部局と横断的に連携し、解決に向け取り組めます。

4 県獣医師会の役割

県獣医師会は、公益的な職能団体として動物愛護管理の獣医学的な立場から、県や市町村とともにこの計画を推進します。具体的には、犬・猫の不妊去勢手術やマイクロチップ装着等の所有者明示の必要性、人と動物の共通感染症予防等の普及啓発、災害時における負傷動物の保護等について、専門的な立場からの取組を行います。

5 動物愛護推進員⁴の役割

動物愛護に熱意と知識を有する県民の中から知事等により委嘱される動物愛護推進員には、地域における動物愛護活動の中心的な役割を果たすことが期待されます。

具体的には、動物愛護管理に関する普及啓発、住民の求めに応じた動物の繁殖制限等に関する助言、動物の所有者の求めに応じた譲渡のあっせんやその他の必要な支援、動物愛護と適正飼養推進のための施策への協力、災害時における動物の避難、保護等に関する施策への協力を行うことが求められます。

6 動物愛護団体、動物愛護ボランティアの役割

動物愛護団体や動物愛護ボランティアの役割の多くは、動物愛護推進員の役割と共通しています。動物愛護精神の醸成に努め、飼い主や県、市町村に対して可能な範囲で支援や協力を行うことが期待されます。

7 動物取扱業者の役割

ペットショップをはじめとする第一種動物取扱業⁵者及び動物愛護団体の保護施設等の第二種動物取扱業⁶者は、動物愛護管理法に基づき登録や届出を行う必要があり、法令で定められた施設や動物の取扱いの基準を遵守しなければなりません。

また、ペットショップ等は、動物を飼い始める飼い主に対して、関係法令や動物の特徴、適切な飼育方法など必要な知識の情報提供と助言を行うことが必要です。

8 教育関係機関の役割

小学校などの教育関係機関は、愛護事業の実施や飼育動物の適正な取扱いの推進などにより、子どもに命を大切にする教育や動物愛護精神の醸成を図ることが期待されます。

9 警察の役割

動物虐待の具体的事例が動物愛護管理法に明記されたこと及び動物の殺傷、虐待等について罰則が強化されたことを県民へ周知徹底するとともに、関係部局との連携を強化し、動物の遺棄及び虐待の防止を図ります。

また、遺失物法に基づき提出を受けた動物等についても、保健所を設置している県や山形市と協力し、速やかに飼い主に返還できるよう連携します。

10 動物の飼い主⁷の役割

動物の飼い主は、動物を大切に終生飼養することに加えて、法令を遵守し、動物の生態や習性などを理解し、周囲に迷惑をかけることなく飼養する責務があります。

令和元年の動物愛護管理法の改正により、犬又は猫の所有者に対し、適正飼養が困難となる恐れがある場合に、その繁殖を防止するために、不妊・去勢手術措置を行うことが義務付けられました（多頭飼育崩壊に陥る事態を防止し、適正な飼養又は保管が図られるために設けられたものです）。

また、地域社会のルールを遵守し、飼養している動物が地域の一員として受け入れられるよう主体的に行動していくことが求められます。

11 県民の役割

県民の中には動物を愛護する人がいる一方、動物に対して必ずしも好意を持たない人もいます。こうした多様な価値観を尊重し、地域住民として協力するなど、人と動物の調和のとれた共生社会を築いていく努力が求められます。

第2 これまでの取組の成果

関係機関と連携し、これまで様々な施策を展開し、計画の推進を図ってきました。

1 平成26年度改正計画におけるこれまでの主な取組

- 山形県動物愛護推進協議会の設立（平成28年7月）
- 山形県動物愛護推進員制度の導入（平成28年11月）
- 最上地区動物愛護センター（平成30年2月）の新築移転、
置賜地区動物愛護センター（平成29年12月）の改修移転
- 人とペットの災害対策セミナーの開催（432人が受講）
- 「猫の適正飼養ガイドライン」の策定（平成30年3月） など

2 取組の成果

県では、終生飼養のさらなる普及啓発と譲渡事業の強化を図ったことにより、犬の致死処分数は大きく減少し、平成27年度に改正前計画の目標値を達成することができ、平成29年度、平成30年度は全国で最も犬の致死処分数（収容中死亡を含む）が少ない結果となりました。猫の致死処分数についても、引取り数の減少と譲渡率の増加により減少しており、平成28年度に目標を達成しました。

表1 改正前計画の目標値の達成状況

	平成24年度	改正前目標値 (平成35年度)	令和2年度	
犬の致死処分数	93頭	平成24年度の50%以下 (46頭以下)	1頭	達成
猫の致死処分数	2,235頭	平成24年度の50%以下 (1,117頭以下)	188頭	達成

第3 国の動き

1 動物愛護管理法の改正

動物愛護管理法が令和元年6月に改正されました。

主な改正内容は以下のとおりです。

○第一種動物取扱業による適正飼養等の促進

- ①動物取扱業の登録を拒否する事由の追加
- ②環境省令で定める飼養管理の基準を具体化（令和3年6月1日施行）
- ③犬・猫の販売場所を事業所に限定
- ④出生後56日（8週）を経過しない犬又は猫の販売等を禁止（令和3年6月1日施行）
天然記念物として指定された犬（秋田犬、甲斐犬等）は49日（7週）

○マイクロチップ⁸の装着等（令和4年6月1日施行）

- ①犬猫の販売業者等にマイクロチップの装着・登録を義務付け
義務対象者以外（飼い主など）は努力義務
- ②マイクロチップを装着した犬猫を所有した者に登録や住所等の変更届出を義務付け

○動物の適正飼養のための規制の強化

- ①適正飼養が困難な場合の繁殖防止（不妊・去勢等）の義務
- ②都道府県知事による指導、助言、報告徴収、立入検査等を規定
- ③特定動物（危険動物）に関する規制の強化
・愛玩目的での飼養等を禁止 ・特定動物同士の交雑種を規制対象に追加
- ④動物虐待に対する罰則の引き上げ
殺 傷：懲役5年、罰金500万円←懲役2年、罰金200万円
虐待・遺棄：懲役1年、罰金100万円←罰金100万円

○動物の所有者等が遵守すべき責務規定を明確化

○都道府県等の措置等の拡充

- ①動物愛護管理センターの業務を規定
- ②動物愛護管理担当職員の位置付けの明確化
- ③所有者不明の犬猫の引取りを拒否できる場合等を規定

2 動物愛護管理基本指針の主な改正内容（令和2年4月）

動物愛護管理法の改正を受け、基本指針が令和2年4月に改正されました。

- 平時からのペットの災害対策の推進
- 適正飼養の推進による動物の健康及び安全確保、返還・譲渡の促進
- 普及啓発・様々な団体や機関等との相互理解の醸成
- 周辺的生活環境の保全と動物による危害防止
- 所有者明示措置の推進

第4 山形県における動物愛護管理の現状

1 犬・猫に関する状況

(1) 引取り、捕獲、保護

県と山形市では、「山形県動物の愛護及び管理に関する条例」（以下「県条例」という。）及び「山形市動物の愛護及び管理に関する条例」（以下「市条例」という。）に基づき、何らかの理由で飼えなくなった犬・猫や所有者が判明しない犬・猫の引取りを県内5か所の動物愛護（管理）センターで行っています。

また、狂犬病予防法、県条例又は市条例に基づき、登録を受けていない犬、鑑札を着けていない犬、狂犬病予防注射を受けていない犬、注射済票を着けていない犬やいわゆる放し飼いの犬を確認した場合は捕獲しています。

道路、公園、広場その他の公共の場所において、病気や負傷した犬・猫などの動物がいるとの通報を受けた場合には、これらを保護し、応急処置を行っています。

表2 引取り、捕獲、保護の状況

単位：頭

年度		H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
犬	引取り	111	95	54	44	7	6	7	3	1
	（成犬）	(104)	(87)	(54)	(44)	(7)	(6)	(7)	(3)	(1)
	（子犬）	(7)	(8)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
	捕獲	291	241	224	183	139	165	136	145	108
	保護	8	6	8	5	3	1	1	3	1
	小計	410	342	286	232	149	172	144	151	110
猫	引取り	2,229	2,259	1,617	1,248	798	211	308	260	152
	（成猫）	(351)	(482)	(315)	(251)	(146)	(43)	(69)	(75)	(29)
	（子猫）	(1,878)	(1,777)	(1,302)	(997)	(652)	(168)	(239)	(185)	(123)
	（所有者がいる猫）	(744)	(680)	(470)	(414)	(150)	(5)	(45)	(3)	(16)
	（所有者が判明しない猫）	(1,485)	(1,579)	(1,147)	(834)	(648)	(206)	(263)	(257)	(136)
	保護	99	114	95	71	108	135	116	132	239
	小計	2,328	2,373	1,712	1,319	906	346	424	392	391

図1. 犬の収容頭数

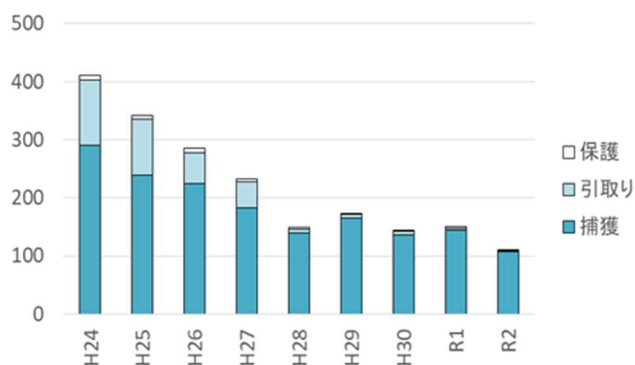
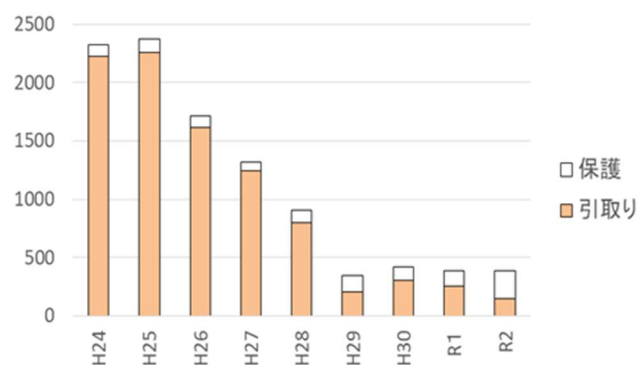


図2. 猫の収容頭数



犬猫ともに、収容数は年々減少しています。

犬の引取り数は、平成 24 年度には 100 頭以上でしたが、平成 28 年度以降は一桁まで減少し、捕獲数は、約 300 頭から平成 30 年度以降は約半数の 150 頭以下に減少しました。また、負傷による保護は、平成 28 年度以降 3 頭以下となっています。

猫の引取り数は、平成 25 年度までは 2,200 頭以上でしたが、令和 2 年度は約 150 頭（約 14 分の 1 以下）に減少しました。一方、交通事故等で保護される猫は年間 100 頭前後で推移していましたが、令和 2 年度は約 240 頭に増加しています。

動物愛護（管理）センターに収容されるこれらの猫の約 7 割が離乳前の子猫です。このことは、屋内飼養や不妊去勢手術の実施を保健所や市町村等で推奨しているものの、いまだに屋外で飼養する猫や所有者が判明しない猫による屋外での繁殖が多いことを示唆しています。

（2）収容した犬・猫の返還と譲渡、致死処分

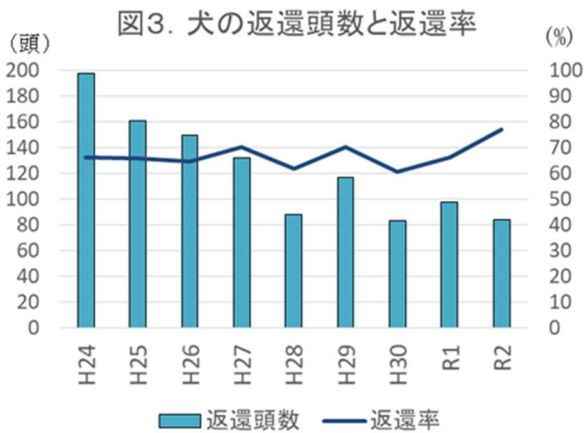
放し飼いの犬や負傷などにより保護した犬・猫については、飼い主が判明した場合に返還を行っています。また、飼い主が判明しなかった犬・猫や引取りした犬・猫については、予防接種、健康チェック、しつけ等の馴化を行った後、飼い主になりたい方々へ譲渡を行っています。

表 3 犬・猫の返還、譲渡の状況

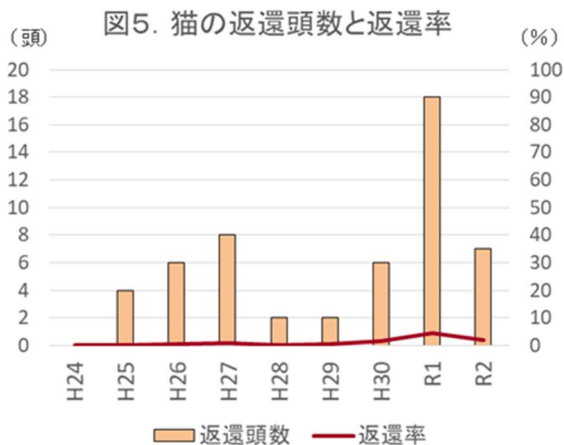
単位：頭

年度		H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
犬	返 還	198	161	150	132	91	117	83	98	84
	（捕獲）	(195)	(155)	(146)	(131)	(88)	(116)	(83)	(96)	(83)
	（保護）	(3)	(6)	(4)	(1)	(3)	(1)	(0)	(2)	(1)
	譲 渡	113	121	92	69	47	51	56	47	32
	（引取）	(69)	(61)	(23)	(21)	(5)	(5)	(5)	(3)	(1)
	（捕獲）	(41)	(60)	(65)	(48)	(42)	(46)	(50)	(43)	(31)
	（保護）	(3)	(0)	(4)	(0)	(0)	(0)	(1)	(1)	(0)
	小 計	311	276	242	201	138	168	139	145	116
	（引取）	(69)	(61)	(23)	(21)	(5)	(5)	(5)	(3)	(1)
（捕獲）	(236)	(215)	(211)	(179)	(130)	(162)	(133)	(139)	(114)	
（保護）	(6)	(0)	(8)	(1)	(3)	(1)	(1)	(3)	(1)	
猫	返 還	0	4	6	8	2	2	6	18	7
	（引取）	(0)	(4)	(2)	(6)	(1)	(0)	(2)	(13)	(1)
	（保護）	(0)	(0)	(4)	(2)	(1)	(2)	(4)	(5)	(6)
	譲 渡	78	82	93	74	142	79	126	156	198
	（引取）	(76)	(80)	(87)	(71)	(137)	(67)	(115)	(122)	(81)
	（保護）	(2)	(2)	(6)	(3)	(5)	(12)	(11)	(34)	(117)
	小 計	78	86	99	82	144	81	132	174	205
	（引取）	(76)	(84)	(89)	(77)	(138)	(67)	(117)	(135)	(82)
	（保護）	(2)	(2)	(10)	(5)	(6)	(14)	(15)	(39)	(123)

特に犬については、捕獲・保護した際には、品種や雌雄などの登録状況から、飼い主の可能性のある方に確認するなど返還に努めています。これにより捕獲・保護した犬の約 6～8 割が飼い主の元に返還されています。また、平成 20 年度に開始した譲渡事業では、年々譲渡率が増加し、平成 28 年以降は 90%以上となっています。



猫については、登録の制度がないことに加え、首輪や名札などの所有者の手がかりがないことが多く、返還率は極めて低い状況です。譲渡率は年々増加傾向にあり、令和2年度には譲渡率が64.5%となっています。



致死処分の統計としては、平成30年度から「安楽死処分」を、①「末期の病気や強い攻撃性による譲渡不適」と、②「譲渡先の確保や飼養管理が困難」に分類しており、③「収容中に死亡した頭数」を合計して計上しています。

平成30年度以降の犬の統計では、②は0頭となっています。

猫の致死処分数は、令和2年には①が94頭、②が17頭、③77頭となっており、その多くは負傷動物や離乳前の子猫が占めています。

表4 致死処分の状況

単位：頭

犬	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
譲渡不適 (①)	77	51	39	26	6	2	0	2	0
譲渡先確保・飼養管理困難 (②)							0	0	0
収容中死亡 (③)	16	13	8	8	5	4	1	3	1
合計	93	64	47	34	11	6	1	5	1

猫	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
譲渡不適 (①)	1,522	1,492	1,221	1,033	512	64	38	83	94
譲渡先確保・飼養管理困難 (②)							40	34	17
収容中死亡 (③)	713	812	393	202	245	196	212	95	77
合計	2,235	2,304	1,614	1,235	757	260	290	212	188

図7. 犬の致死処分数と内訳

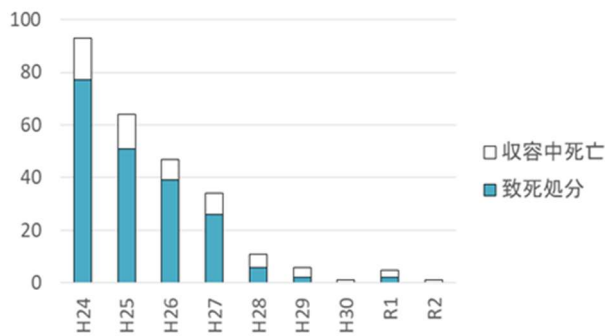
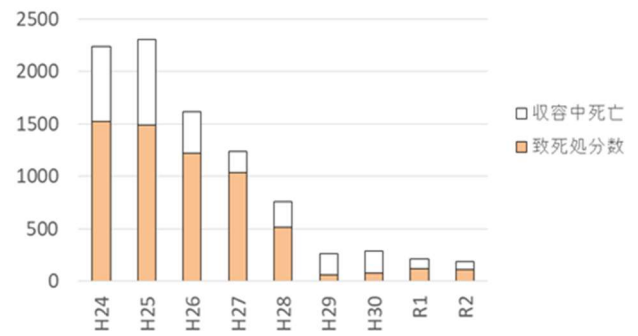


図8. 猫の致死処分数と内訳



(3) 狂犬病予防法に基づく犬の登録頭数と予防注射頭数

狂犬病は、狂犬病に感染した動物に咬まれることなどにより、人へも感染する人獣共通感染症⁹で、世界では毎年約5万名もの方が亡くなっています。昭和32年以降、国内の犬など動物における発生はないものの、平成18年に海外からの帰国者2名、令和2年にも海外から来日した1名が、狂犬病を発症し死亡しています。平成25年には台湾において、52年ぶりに野生動物や犬などに狂犬病の感染が確認されました。

「狂犬病予防法」に基づき、犬の飼い主は、飼い犬の登録、各種変更の届出、年1回の狂犬病予防注射を受けさせることが義務付けられています。犬の登録、登録原簿の管理、狂犬病予防注射済票の交付などの事務は、平成12年度から市町村の自治事務になり、市町村から委託を受けた県獣医師会が主にこれらの業務を行っています。

県4保健所及び山形市動物愛護センターは、狂犬病予防法の遵守について普及啓発と未登録、未注射犬の捕獲などを実施しています。

表5 山形県の犬の登録、狂犬病予防注射実施

年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
登録頭数	44,031	43,579	42,936	42,062	41,208	40,466	39,638	39,228
予防注射頭数	41,115	40,504	39,622	38,839	37,659	36,733	35,910	34,432
接種率(%)	93.4%	92.9%	92.3%	92.3%	91.4%	90.8%	90.6%	87.8%

本県の狂犬病予防注射接種率は、約90%と全国でも高い水準の接種率となっています。令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため集合注射を中止した会場がありました。

(4) 犬に関する被害

飼い犬が人に咬みついたときには、県条例又は市条例に基づき、飼い主は県保健所又は山形市動物愛護センターへの届出が必要です。

犬による咬傷事故は、毎年 30～40 件程度発生しています。事故の多くは通行中、配達・訪問などの際に起こっており、飼い主の犬に対する過信、しつけの不徹底、犬の習性や本能に関する理解不足、他者に対する配慮のなさなどが原因となっています。

表 6 令和 2 年度犬による咬傷事故の状況

	咬傷事件数	咬傷犬頭数	咬傷犬の登録状況(頭)				被害者数(人)				咬傷事故発生時における犬の状況(頭)				
			登録済		未登録 未注射	所有者 不明	死亡		その他		犬舎等に けい留 ¹⁰ 中	けい留 して運 動中	放し 飼い	野犬 (放浪 犬)	その他
			注射済	未注射			所有者 ・家族	それ 以外	所有者 ・家族	それ 以外					
村山	7	7	7	0	0	0	0	0	0	7	3	1	0	0	3
最上	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
置賜	8	8	6	2	0	0	0	0	0	8	3	2	2	0	1
庄内	5	5	4	1	0	0	0	0	0	5	1	1	0	0	3
山形市	11	11	10	0	1	0	0	0	0	11	0	3	8	0	0
小計	31	31	27	3	1	0	0	0	0	31	7	7	10	0	7

	咬傷事故発生時における被害者の状況(人)						咬傷事故発生後の犬の状況(頭)						咬傷事故発生場所(件)		
	犬に手 を出し た	けい留 しよう とした	配達・ 訪問等 の際	通行中	遊戯中	その他	捕獲	引取り	飼養 継続	逸走	その他	犬舎等 の周辺	公共の 場所	その他	
村山	0	0	3	3	0	1	0	0	7	0	0	3	1	3	
最上	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
置賜	1	1	3	2	0	1	0	0	8	0	0	3	5	0	
庄内	0	2	2	1	0	0	0	0	5	0	0	0	3	2	
山形市	1	1	5	4	0	0	0	0	11	0	0	6	4	1	
小計	2	4	13	10	0	2	0	0	31	0	0	12	13	6	

表 7 犬による咬傷事故の推移

年度		H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
咬傷犬頭数		43	44	37	38	32	37	27	31
所有者判明	登録	40	40	34	36	32	34	25	30
	未登録	3	3	3	2	0	2	2	1
所有者不明(頭)		0	1	0	0	0	1	0	0
被害者数(人)		46	44	40	41	33	38	31	31

(5) 犬・猫に関する苦情・相談

犬に関する苦情・相談は、平成 25 年以降は約 500 件から約 700 件の間で推移しています。特に放し飼い・逸走の苦情・相談は減少傾向ではあるものの多い状況であり、飼い主への指導が必要です。令和元年の動物愛護管理法改正により、飼い主の都合に

よる等の安易な引取りを拒否できるようになったこともあり、平成 26 年以降は、引取りに関する苦情・相談が年間約 40 件から約 80 件寄せられています。

表 8 犬に関する苦情・相談件数

年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
負傷	—	9	9	5	3	2	5	3
財産等被害	0	2	5	3	1	0	3	0
放し飼い・逸走	485	506	442	334	432	310	331	286
捨て犬	18	22	20	27	19	23	7	1
多頭飼育	—	0	8	2	0	5	1	4
糞尿・悪臭	12	13	16	13	11	25	9	14
鳴き声	41	47	39	31	30	26	16	18
虐待	—	18	7	9	8	20	14	14
引取り	—	62	83	37	38	74	84	49
その他	143	43	57	52	66	88	170	127
合計	699	722	686	513	608	573	640	516

猫に関する苦情・相談は、年々増加傾向にあり、引取り、負傷、その他（逸走や保護、野良猫や餌やりに関する苦情・相談等）が上位を占めています。猫の苦情については、問題となっている猫の所有者の有無が不明な場合が多く、また、猫による被害を受けていると考える人と、猫を保護しようという人の中で意識の隔たりが問題解決を難しくしています。このような状況の中、所有者がいない猫の問題解決の1つとして、公園などに住みついた猫を自治会などのグループで管理する活動もみられます（安定的な活動をしていくためには、事前に保健所や市町村等に連絡し連携して周知を行うことや複数名で活動を始めること等が必要です）。

表 9 猫に関する苦情・相談件数

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
負傷	—	107	89	121	125	127	146	232
財産等被害	2	29	30	7	12	14	9	23
捨て猫	15	77	46	49	39	80	45	53
多頭飼育	23	44	15	15	34	38	65	47
糞尿・悪臭	61	122	93	84	86	92	131	116
鳴き声	5	5	6	3	4	9	7	10
虐待	—	7	7	11	16	22	12	17
引取り	—	76	300	262	251	381	571	517
その他	150	143	227	278	346	408	742	702
小計	256	610	813	830	913	1,171	1,728	1,717

犬、猫ともに、飼い主の入院や死亡により、動物が残されるといった飼い主の高齢化に伴う相談事例もあります。

また、全国的に課題となっている多頭飼育問題も発生しています。特に猫は不妊去勢せずに飼養し、管理能力を超える頭数まで増えてしまうことが多くなっています。

いずれも解決が困難な状態になってから苦情・相談となる傾向があります。

2 動物取扱業、特定動物¹¹

(1) 動物取扱業の状況

動物（哺乳類、鳥類、は虫類）を業として販売、保管、訓練、貸出し、展示など営利目的で行う場合は、第一種動物取扱業者としての登録を受けることが、非営利目的で行う場合は、第二種動物取扱業者として届出をすることが義務付けられています。

本県では保健所及び山形市動物愛護センターが動物取扱業の登録や届出の事務受理及び監視指導を行っています。令和2年度末現在の登録状況は施設数 284 件、業態別延べ登録件数 395 件となっています。

表 10 第一種動物取扱業者の登録状況

	施設数	販売	保管	貸出し	訓練	展示	登録件数
H25	282	156	159	10	24	32	381
H26	280	154	163	10	24	31	382
H27	285	166	164	10	25	32	397
H28	284	149	163	11	28	35	386
H29	279	152	163	11	31	32	389
H30	286	150	169	9	31	35	394
R1	294	154	177	9	34	36	410
R2	284	147	177	9	32	30	395

表 11 第二種動物取扱業者の届出状況

	施設数	譲渡	保管	貸出し	訓練	展示	届出件数
H25	2	0	0	1	0	2	3
H26	2	0	0	1	0	2	3
H27	4	1	0	1	0	3	5
H28	4	2	1	1	0	2	6
H29	5	2	2	1	0	3	8
H30	7	3	3	1	0	3	10
R1	7	3	3	1	0	4	11
R2	7	3	3	1	0	4	11

(2) 特定動物の状況

特定動物を飼養・保管する場合は、動物愛護管理法に基づき、都道府県知事の許可を取得しなければなりません。令和元年の同法改正により、愛玩目的での飼養は禁止されました。全国的には特定動物による危害により、死亡者が出ている事例もありますが、本県ではこれまで大きな危害事例は報告されていません。

表 12 特定動物飼養、保管の許可状況

	施設数	飼養頭数（羽数、匹数）				
		哺乳類		鳥類	は虫類	
		オナガザル科	クマ科	タカ科	カミツキガメ科	クロコダイル科
H25	11	6	2	3	5	0
H26	8	4	2	3	4	0
H27	7	3	2	3	3	1
H28	6	5	2	3	3	0
H29	7	5	4	3	3	0
H30	7	5	4	3	3	0
R1	8	5	5	2	3	0
R2	10	5	5	2	5	0

3 産業動物及び実験動物

本県は、畜産振興についても積極的に施策を展開しています。内陸は牛、庄内は豚、鶏の飼養頭羽数が多く、これらの管理者や事業者に対しては生産性の向上、動物の健康や安全を確保する適正な飼養衛生管理を図るよう、県の農林水産部局や関係機関による指導が行われています。

表 13 産業動物の飼養状況（令和3年2月末）

		牛			馬			豚	羊	鶏（羽数）	
		乳牛	肉牛繁殖	肉牛肥育	乗用馬	肥育馬	その他			採卵鶏	肉用鶏
村山	戸数	53	21	94	8	1	5	12	10	88	15
	頭数	1,946	1,507	17,241	56	9	17	28,188	363	63,167	45,003
最上	戸数	26	147	32	3	1	1	4	2	58	7
	頭数	1,038	3,140	5,616	16	8	2	22,141	5	4,010	326,224
置賜	戸数	115	152	118	2	2	5	19	4	83	8
	頭数	7,556	3,384	7,220	6	32	11	28,579	33	162,377	2,440
庄内	戸数	13	71	46	0	0	11	58	3	80	14
	頭数	222	1,540	2,596	0	0	42	90,273	234	325,375	303,858
合計	戸数	207	391	290	13	4	22	93	19	309	44
	頭数	10,762	9,571	32,673	78	49	72	169,181	635	554,929	677,525

※出典 農林水産部畜産振興課 ※鶏は1羽以上飼養の農場数

また、大学、企業の試験研究施設などにおいては、マウスなどの実験動物が飼養されています。動物実験施設は届出などの法的規制はありませんが、アンケートにより実験動物施設や実験動物の種類を把握をしています。

4 人とペットの災害対策

平成 15 年度に山形県地域防災計画に被災動物対策を盛り込み、平成 19 年 2 月に県と県獣医師会が「災害時における被災動物対策に関する協定書」を締結しました。

災害時に飼い主がペットと共に避難する同行避難等の準備を進めるため、毎年人とペットの災害対策に係る研修会を開催するなど、飼い主や避難所を所管する市町村に対し普及啓発を図っています。

第5 関係機関等の状況

1 市町村における状況

動物愛護管理法第36条第2項に規定する動物の死体の収容の事務については、道路、公園、広場その他の公共の場所において、犬・猫などの愛玩動物の死体を発見した旨通報を受けた場合には、市町村がこれらを収容しています。特に猫の死体の収容頭数が多く、平成25年度は約3,500頭でしたが、年々減少傾向にあり、令和2年度には初めて3,000頭以下となりました。特に村山地域、なかでも山形市、東根市、上山市、寒河江市の都市部で減少傾向にあります。

「化製場等に関する法律¹²⁾」第9条に規定する動物の飼養及び収容の許可の事務についても、平成元年度から市町村の事務となり、公衆衛生上の観点から、あらかじめ区域を指定し、その区域内での一定数以上の牛、馬、豚、めん羊、山羊、犬、鶏の飼養を規制しています。この他、山形市、鶴岡市、酒田市、長井市、中山町、河北町、舟形町では、公共の場所での飼い犬の糞の放置を禁止することや回収を義務化するなどの独自の規制を設けているところもあります。

また、猫の不妊去勢手術費用の補助制度については、山形市、寒河江市、長井市、遊佐町などで補助事業を開始しており、他の複数の自治体でも補助制度創設の動きがみられます。

表14 死亡動物の収容数(単位：頭)

	動物の種類			計
	犬	猫	その他	
H25	28	3,514	0	3,542
H26	30	3,521	1	3,552
H27	20	3,398	0	3,418
H28	20	3,316	0	3,336
H29	10	3,219	0	3,229
H30	24	3,135	0	3,159
R1	11	3,132	1	3,144
R2	14	2,805	0	2,819

表 15 地域別、市町村別の死亡猫の収容頭数(単位：頭)

	市町村	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
村山	山形市	851	820	799	677	701	618	698	527
	寒河江市	91	110	126	86	96	96	74	51
	上山市	112	83	74	69	75	97	81	60
	村山市	74	63	58	46	34	47	27	40
	天童市	179	187	176	175	196	176	184	171
	東根市	162	185	169	166	159	133	119	105
	尾花沢市	24	39	40	43	36	42	39	34
	山辺町	29	27	19	30	25	26	25	16
	中山町	51	48	55	61	47	45	36	36
	河北町	92	73	99	94	84	54	69	65
	西川町	7	7	6	9	3	1	1	3
	朝日町	16	24	23	39	29	33	30	17
	大江町	22	29	0	26	31	20	13	12
	大石田町	7	4	7	7	6	15	12	21
	小計	1,717	1,699	1,651	1,528	1,522	1,403	1,408	1,158
最上	新庄市	48	54	73	70	78	66	53	71
	金山町	0	0	2	1	0	0	1	0
	最上町	10	7	5	9	8	2	8	7
	舟形町	11	6	5	8	11	6	7	19
	真室川町	3	3	3	9	3	2	3	5
	大蔵村	5	7	3	2	0	0	1	2
	鮭川村	1	6	7	4	7	7	4	3
	戸沢村	1	3	4	4	3	5	3	3
	小計	79	86	102	107	110	88	80	110
置賜	米沢市	220	246	206	177	186	182	130	138
	長井市	158	182	187	261	241	266	278	223
	南陽市	102	100	81	88	92	88	102	101
	高畠町	79	74	80	77	80	56	63	61
	川西町	69	72	68	76	60	73	70	75
	小国町	3	8	4	4	6	4	4	0
	白鷹町	116	139	127	132	136	141	181	164
	飯豊町	50	49	65	58	69	63	73	36
	小計	797	870	818	873	870	873	901	798
庄内	鶴岡市	361	312	304	297	280	320	300	269
	酒田市	440	427	402	368	338	376	330	365
	三川町	33	25	24	39	13	18	24	16
	庄内町	53	62	56	57	55	42	61	56
	遊佐町	34	40	41	47	31	15	28	33
	小計	921	866	827	808	717	771	743	739
合計	3,514	3,521	3,398	3,316	3,219	3,135	3,132	2,805	

2 県獣医師会の活動

県獣医師会では、動物愛護管理法第3条の規定に準じ、学校、地域、家庭などにおける教育活動、広報活動などを通じて動物愛護の普及啓発を図るため、小学校などでの動物飼育を支援する事業、マイクロチップを普及させる事業を計画的に行っています。具体的には、動物愛護や命の大切さについての情操教育の一助として、「学校飼育動物モデル校」を認定するとともに、小学校などで飼育する動物の正しい飼い方の指導や助言、そして飼育動物の治療を行っています。また、県獣医師会では、マイクロチップ登録料の助成や猫の不妊手術助成などの事業を行っています。

3 動物愛護推進員、動物愛護推進協議会

動物愛護管理法第38条に規定する動物愛護推進員は、全国で年々増加し、82自治体において、約3,600名が委嘱されています。また、同法第39条に規定する動物愛護推進協議会の設置数も年々増加し、全国で64の協議会が設置されています。山形県では平成28年度に山形県動物愛護推進協議会を設立するとともに動物愛護推進員制度を導入しました。また、中核市移行に伴い、山形市が令和元年度に山形市動物愛護推進協議会を設立しています。

4 動物愛護団体・動物愛護ボランティアなど

県内には複数の動物愛護団体が存在し、犬や猫の保護・譲渡活動を行うほか、適正飼養の普及啓発イベントを開催しています。ほかにも個人で活動する動物愛護ボランティアや地域で猫を管理する地域猫活動やTNR活動¹³を行っている町内会もあります。

こうした活動が、犬や猫の引取り数の減少や譲渡率の向上につながっています。

第6 動物愛護管理に関する県民の意識

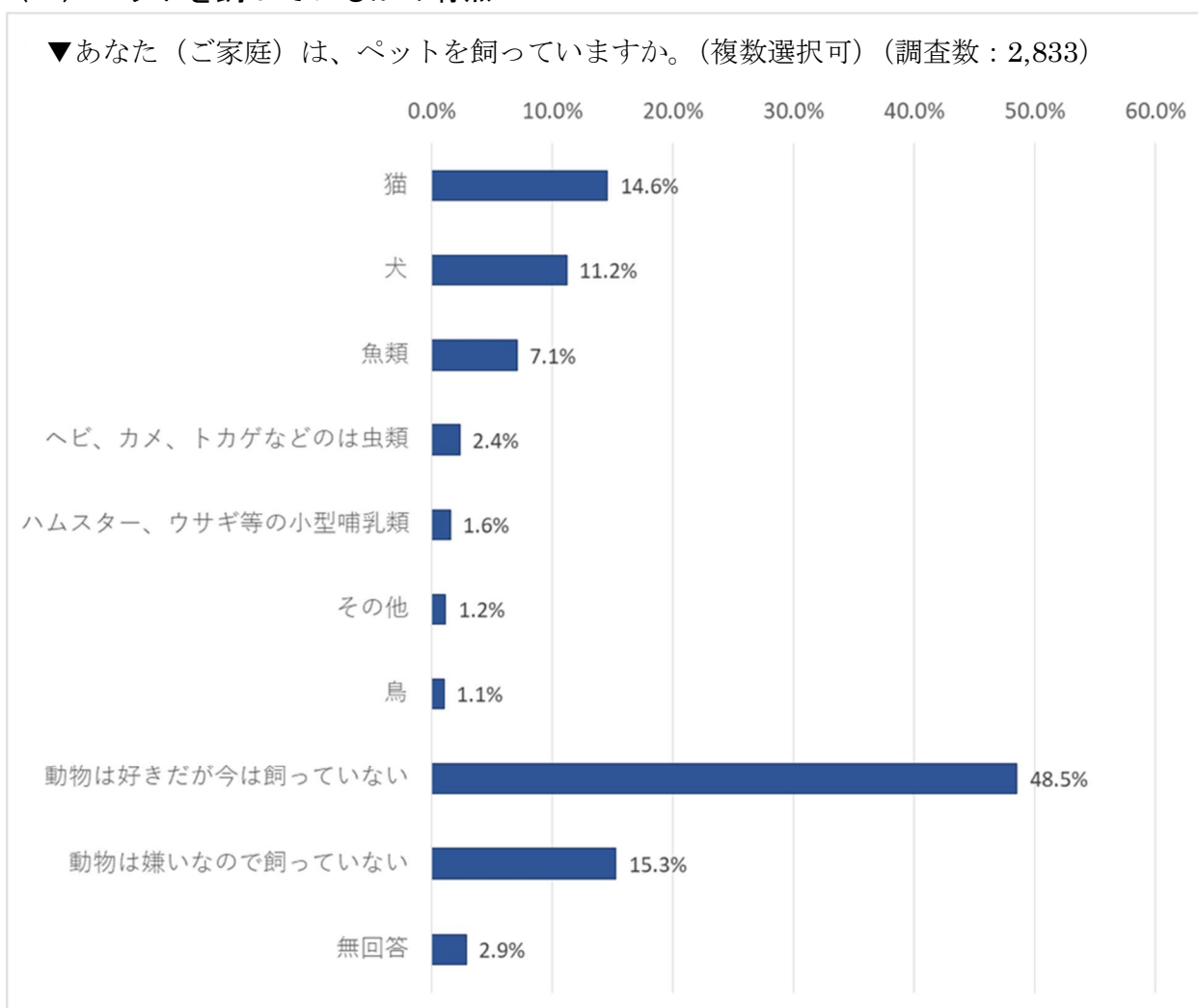
本計画の見直しにあたり、動物愛護管理に対する県民の意識や状況を把握するため、「県政アンケート調査」により次の7題について調査を行いました。

<県政アンケート調査の概要>

県民の生活と県政に対する県民ニーズ、意識などを把握し、今後の県施策の企画立案並びに執行上の基礎資料とすることを目的に、次の設定により行いました。

- (1) 調査地域：山形県全域
- (2) 調査対象：県内在住の満18歳以上の男女個人
- (3) 標本数：2,833
- (4) 調査方法：郵送によるアンケート調査
- (5) 調査期間：令和3年8月上旬から8月下旬

(1) ペットを飼っているかの有無

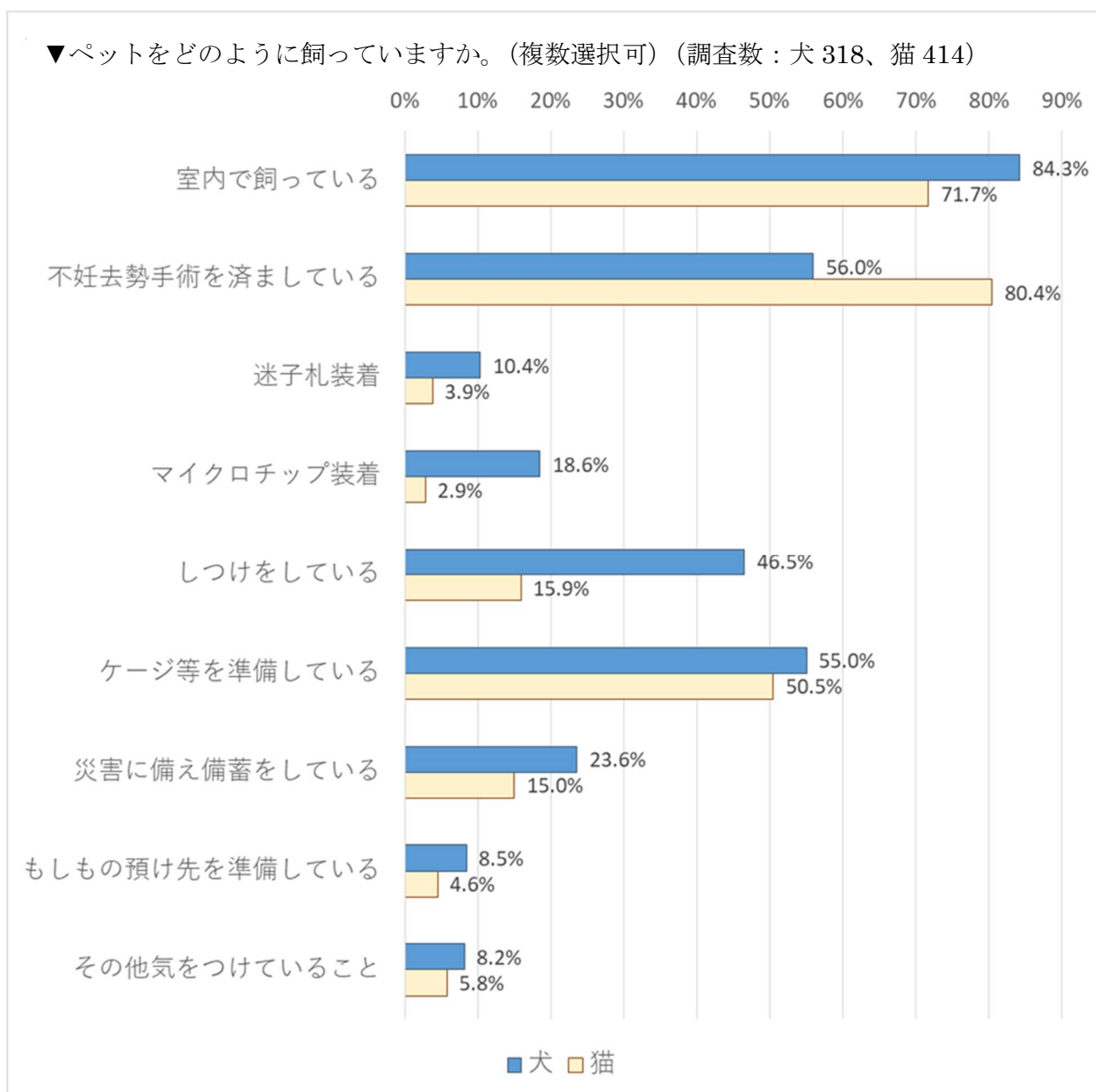


ペットを飼っているか尋ねたところ、「動物は好きだが、今は飼っていない」が48.5%と最も多く、「動物は嫌いなので飼っていない」（15.3%）と合わせ63.8%の人がペットを飼っていないと回答しました。

「ペットを飼っている」は、「飼っていない」と「無回答」を除く 33.3%であり、飼っているペットの種類としては、多い順に、「猫」14.6%、「犬」11.2%、「魚類」7.1%、「は虫類」2.4%、「小型哺乳類」1.6%となりました。

犬を飼っている人の飼育頭数は、「1頭」が最も多く 84.9%、「2～5頭」が 15.1%でした。猫の飼育頭数としては、「1頭」が 60.9%、「2～5頭」が 35.7%、「6頭以上」は 3.4%でした。

(2) ペットをどのように飼っているか。



犬や猫を飼っていると回答した人に飼い方を尋ねたところ、犬、猫ともに「室内で飼っている」人が多い結果でした (犬 84.3%、猫 71.7%)。

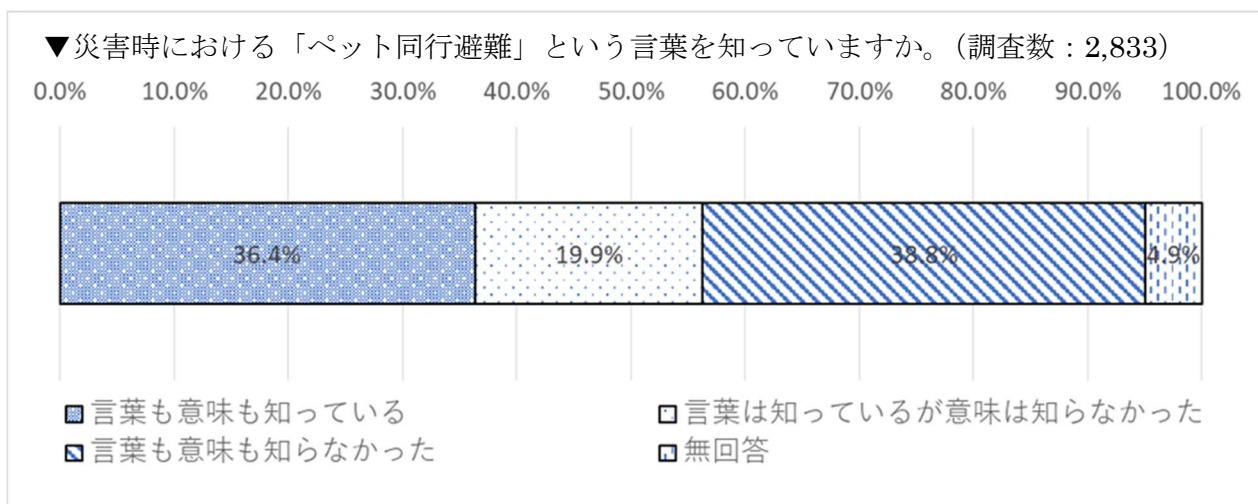
「不妊去勢手術を済ませている」割合は、猫で 80.4%と多く、犬では 56.0%でした。

「所有者明示の措置」としては、「マイクロチップ装着」は犬で 18.6%、猫で 2.9%、

「迷子札装着」は犬で10.4%、猫で3.9%でした。

災害時への備えにも関わる内容として、「ケージ等を準備している」は、犬、猫ともに約半数であり、「しつけをしている」は犬で46.5%、猫では15.9%でした。フードなどの「災害に備え備蓄をしている」は犬で23.6%、猫で15.0%、「もしもの預け先を準備している」は犬8.5%、猫4.6%でした。

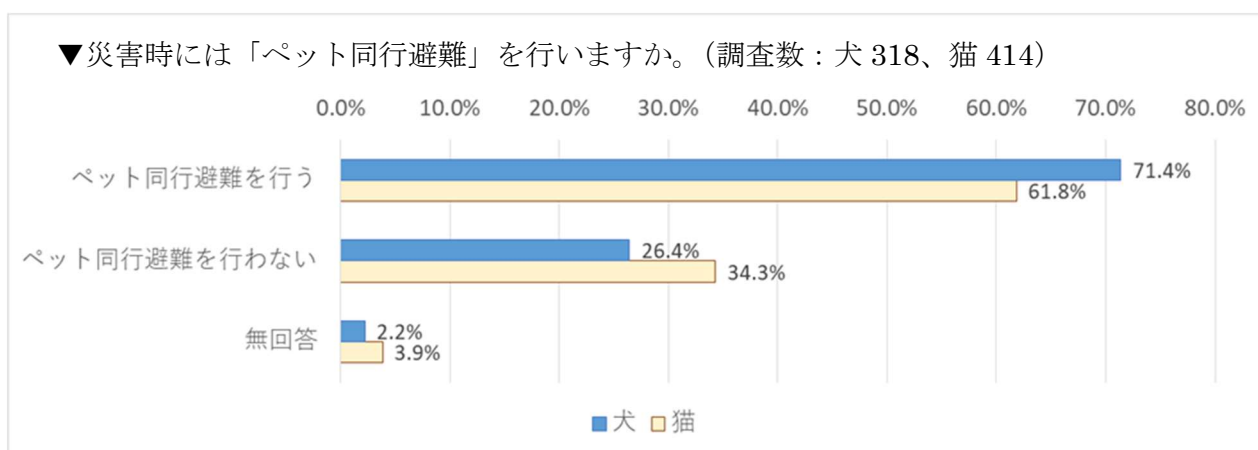
(3) ペット同行避難[※]の認知状況



「ペット同行避難」について、「言葉も意味も知っている」は36.4%、「言葉は知っているが意味は知らなかった」が19.9%、「言葉も意味も知らなかった」が38.8%でした。

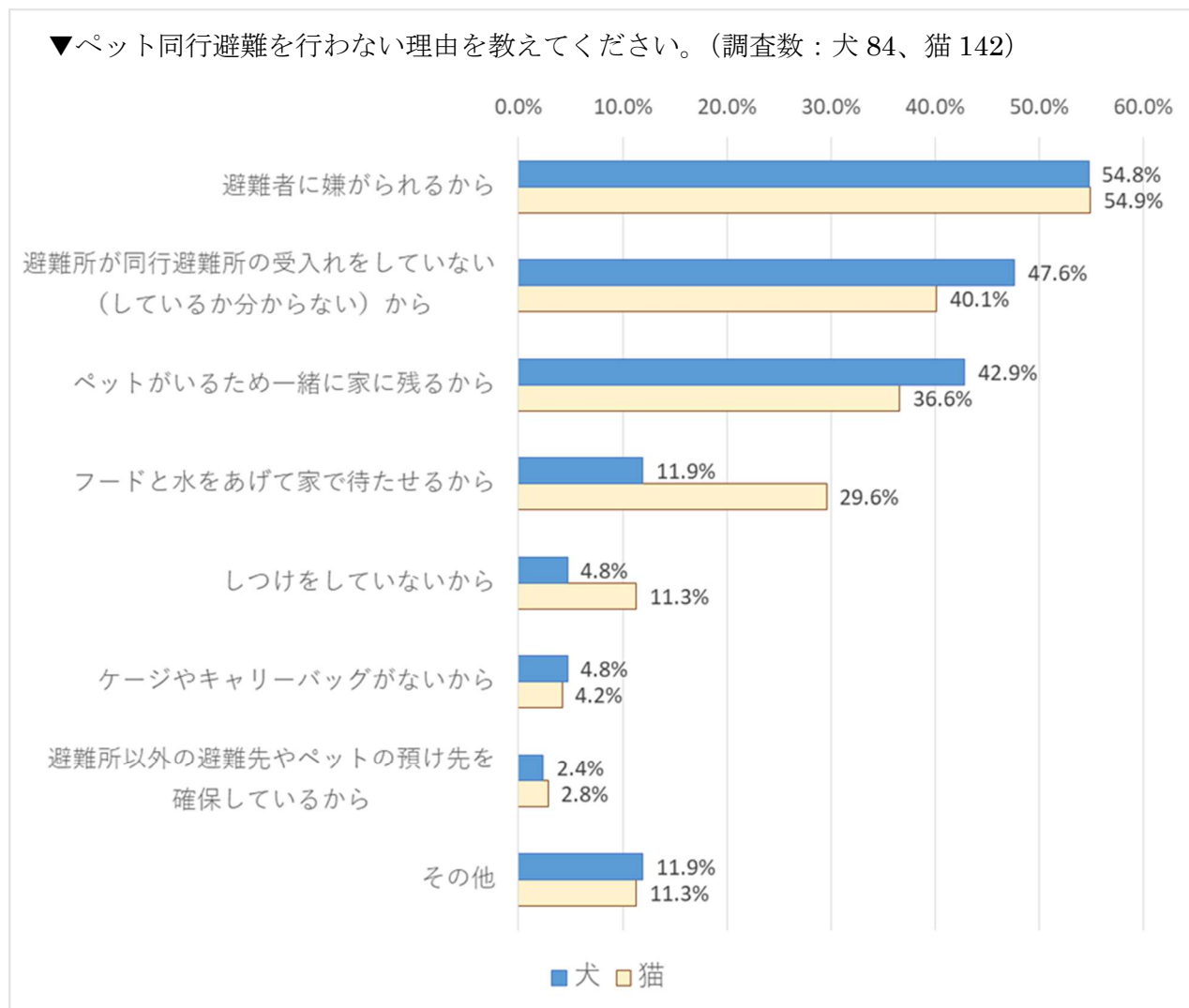
※災害の発生時に飼い主がペットと共に指定緊急避難所等まで避難すること。ペットと共に避難する行動を指し、避難所において飼い主がペットを同室で管理することを意味するものではない。

(4) 発災時にペット同行避難を行うか。



犬の飼い主のうち71.4%は「ペット同行避難を行う」、26.4%は「ペット同行避難を行わない」と回答しました。猫の飼い主のうち61.8%は「ペット同行避難を行う」、34.3%は「同行避難を行わない」と回答しました。

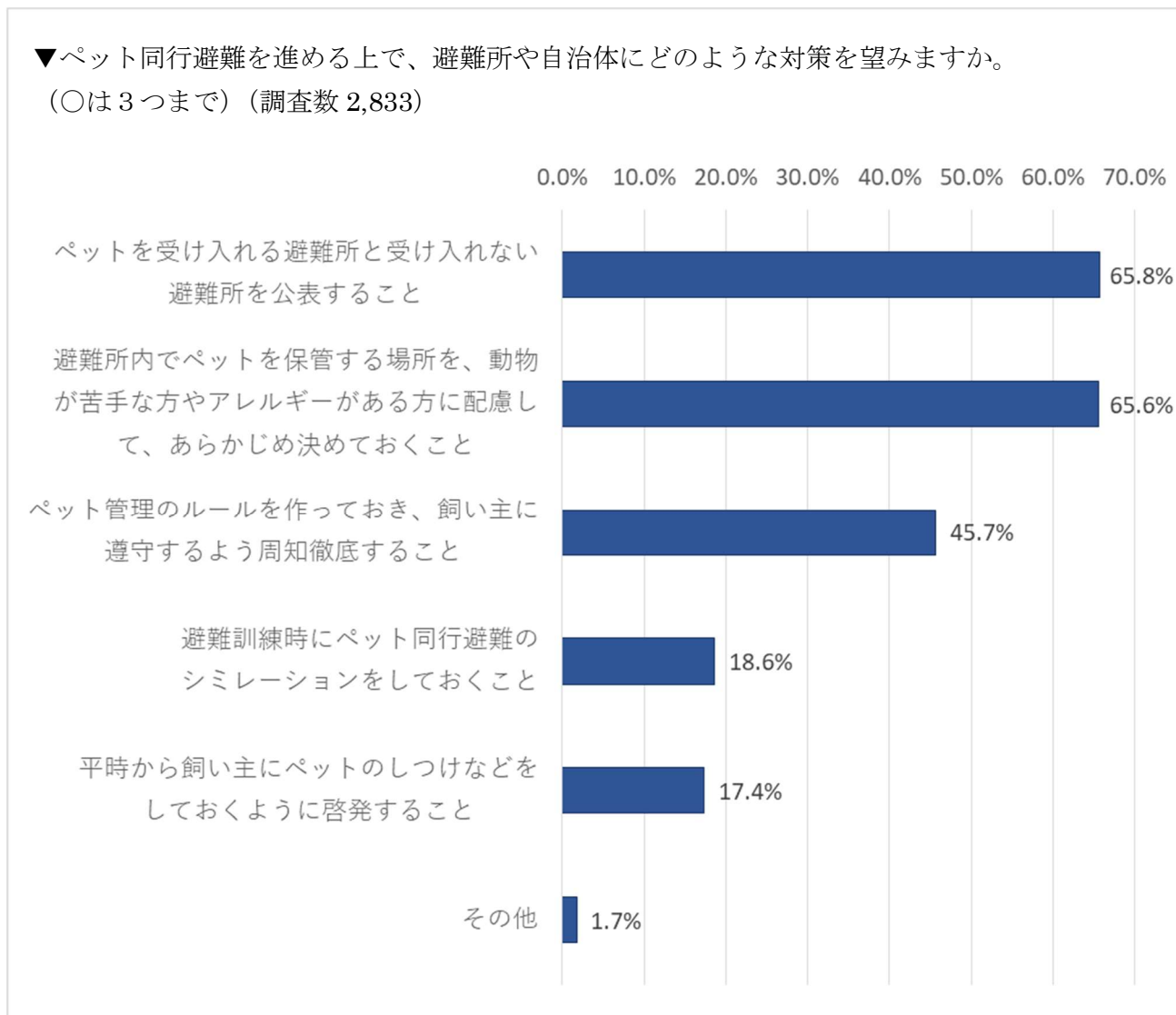
(5) ペット同行避難を行わない理由



犬の飼い主が、ペット同行避難を行わない理由としては、「避難者に嫌がられるから」が 54.8%、「避難所が同行避難の受入れをしていない (しているか分からない)」からが 47.6%、「ペットがいるため一緒に家に残るから」が 42.9%、「フードと水をあげて家で待たせるから」が 11.9%でした。その他では、「頭数が多いから」、「車中泊をするから」、「犬がかわいそうだから」などがありました。

猫の飼い主がペット同行避難を行わない理由は、「避難者に嫌がられるから」が 54.9%、「避難所が同行避難の受入れをしていない (しているか分からない) から」が 40.1%でした。その他では、「猫が複数頭いるから」、「避難所でキャリーに入れて過ごすのは現実的でないから」、「車中泊をするから」などがありました。

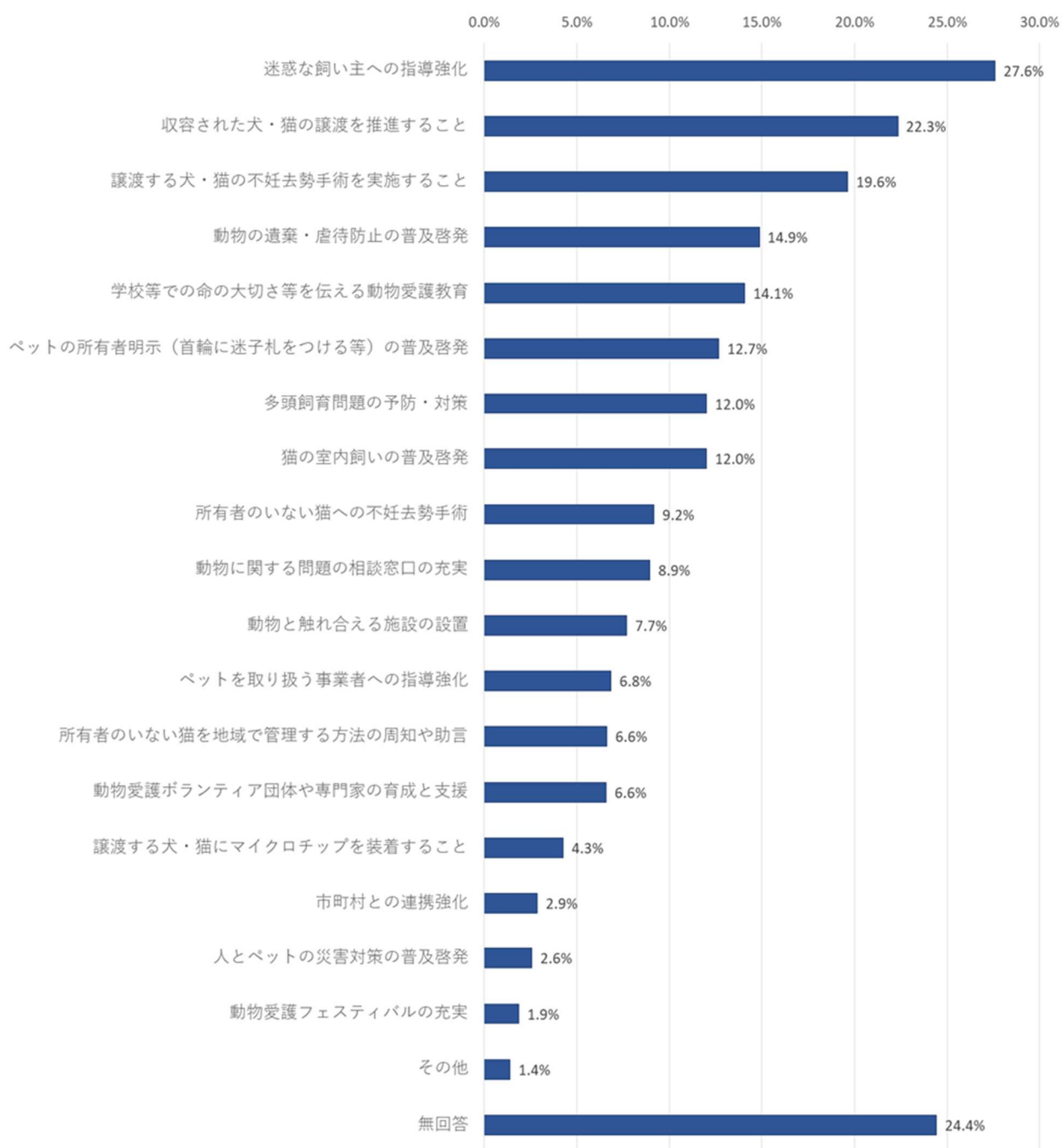
(6) ペット同行避難を進める上で、避難所や自治体にどのような対策を望みますか。



ペット同行避難を進める上で、避難所や自治体を実施すべき対策としては、「ペットを受け入れる避難所と受け入れない避難所を公表すること」(65.8%)と、「避難所内でペットを保管する場所をあらかじめ決めておくこと」(65.6%)に多く要望がありました。次いで「ペット管理のルールを作っておき、飼い主に遵守するよう周知徹底すること」が45.7%、「避難訓練時にペット同行避難のシミュレーションをしておくこと」が18.6%、「平時から飼い主にペットのしつけなどをしていくよう啓発すること」が17.4%でした。

(7) 動物・ペットの愛護や適正な飼育推進のために県が取り組むべきこと

▼動物の愛護やペットの適正な飼育の推進のために、県が取り組むべきことは何だと思えますか。
(○は3つまで) (調査数：2,833)



動物・ペットの愛護や適正な飼育の推進のために、県が取り組むべきことを尋ねたところ、「迷惑な飼い主への指導強化」が27.6%と最も多く、次いで「収容された犬・猫の譲渡を推進すること」22.3%、「譲渡する犬・猫の不妊去勢手術を実施すること」19.6%、「動物の遺棄・虐待防止の普及啓発」14.9%、「学校等での命の大切さ等を伝える動物愛護教育」14.1%の順となりました。

第7 今後取り組むべき主な課題

法改正に伴う新たな規制、県内の動物愛護管理の状況や県政アンケートの結果から、今後取り組むべき主な課題をまとめました。

課題1：適正飼養の更なる促進

- ・ 犬・猫とも収容数は減少しているものの、未だに子猫の遺棄事案が発生している状況です。致死処分減少のためには、遺棄事案を減らしていくことが課題となっています。
- ・ 収容される犬や猫の多くはマイクロチップの装着等がなされておらず、飼い主への返還が困難な状況があるため、所有者明示措置を推進し、返還数を増加させる必要があります。

課題2：動物取扱業の新たな基準への対応

動物取扱業者における動物の適切な取扱いについて、新たに「犬猫の飼養管理基準」が設定され、ケージの大きさなど具体的な数値基準が盛り込まれました。動物取扱業者は、この基準に基づいた動物の適切な取扱いの徹底が必要です。

課題3：動物による生活環境被害の未然防止

外飼いの猫や野良猫の繁殖、犬猫の多頭飼育が原因で、糞尿の悪臭や騒音等により生活環境が損なわれているといった苦情が多く寄せられています。これらの問題を未然に防止するためには、生活環境が損なわれる事態が発生する前の早期探知が必要です。

課題4：災害時のペット対応

県政アンケートで、災害発生時に「ペットのために家に残る」「避難所でペットを受け入れているかわからないので避難しない」と回答する人が一定数あったことから、ペット同行避難など災害時のペット対応の準備や周知が必要です。

第8 施策展開の方向

計画の重点取組

以下の4点を重点取組とし、これらの取組を進めるために、4つの柱のもとに、具体的な13の施策を展開していきます。

各施策について、取組開始時期、主な取組機関、目標値を設定し、施策の推進を図るとともに、毎年の点検を行う際の指標とします。

※取組開始時期は、直ちに（1年以内）、短期（概ね3年以内）、中長期（概ね5年以内）の3区分。

【重点取組1】譲渡率向上・致死処分減少に向けた取組の強化

収容された動物について、広報の強化等により譲渡率の向上を図るとともに、関係機関と連携して収容数を減らすなど致死処分の減少に向けた取組を強化します。

【重点取組2】動物取扱業のより一層の適正化及び犬猫の飼養管理基準の着実な運用

動物取扱業の監視指導により、適正化を推進するとともに、新たに設定された「犬猫の飼養管理基準」の着実な運用と遵守徹底を図っていきます。

【重点取組3】人と動物が共存できる生活環境の確保

犬猫の多頭飼育問題を含め、不適切な飼養をする飼い主への指導強化等により、生活環境の悪化を防止し、人と動物が共存できる環境の確保に努めます。

【重点取組4】平時からの危機管理対策の推進

平時から、災害発生時の人とペットの災害対策について備えを進めます。

【施策の柱 1】動物の適正な飼養管理の徹底

《施策 1》 飼い主への適正飼養の普及啓発

動物の適正飼養を推進するにあたっては、まず、飼い主やこれから飼い主となる方が責任を持って適正に動物を飼養する必要があります。県、市町村、県獣医師会、動物取扱業者、動物愛護推進員、動物愛護団体などは、連携しながら、次の具体策により動物の適正飼養の啓発を強化していきます。

(具体策 1) 猫の屋内飼い、不妊去勢の推進	
取組開始時期	直ちに
主な取組機関	県、市町村、県獣医師会、動物取扱業者、動物愛護推進員、動物愛護団体
具体策の内容	「猫を外に出さず不妊去勢を行い屋内で飼うことは、猫が病気にかかること、みだりな繁殖、糞尿による周囲の生活環境悪化を防ぐとともに、何より交通事故などによる猫の負傷や死亡を減少することにつながる。」ということを強く認識してもらうため、取組機関は、動物愛護行事、譲渡前講習会、狂犬病予防注射、犬・猫の販売時などの機会あるごとに繰り返し啓発します。
具体策の目標値	市町村における猫の死亡収容数を令和 2 年度実績の 50% 以下 (令和 2 年度実績 : 2,805 頭)

(具体策 2) 所有者明示の推進	
取組開始時期	直ちに
主な取組機関	県、市町村、県獣医師会、動物取扱業者など
具体策の内容	「飼い主は、鑑札・注射済票や首輪、名札、マイクロチップなどの装着により、飼養動物であることを明らかにするとともに、犬・猫などが迷子になった場合には、保健所や動物愛護センターに連絡する。」ということを認識してもらうため、取組機関は、動物愛護行事、譲渡事前講習会、狂犬病予防注射、犬・猫の販売時などの機会あるごとに繰り返し啓発します。また、迷子になり保護された犬・猫の飼い主探しにマイクロチップが非常に有効であることから装着を推進し、飼い主の努力義務とされていることを啓発していきます。
具体策の目標値	マイクロチップの装着動物数を令和 2 年度の 2 倍 (令和 2 年度実績 : 9,878 頭)。

(具体策3) 不適切な飼い方をする飼い主への指導強化	
取組開始時期	直ちに
主な取組機関	県、市町村、県獣医師会、動物取扱業者
具体策の内容	「飼い主は、苦情の原因となる、みだりな繁殖、放し飼い、糞尿の放置などを行わないようにする責務がある。」ということ強く認識してもらうため、取組機関は、動物愛護行事、譲渡事前講習会、狂犬病予防注射、犬・猫の販売時などの機会あるごとに繰り返し啓発します。また、令和元年の動物愛護管理法改正により、適正飼養が困難な場合の繁殖制限措置が義務化されたことの周知を行います。県及び市町村は、苦情・相談を受理した場合には、速やかに状況を把握し必要な指導・助言を行うことで改善を図ります。
具体策の目標値	犬猫の苦情相談件数を令和2年度実績の75%以下

《施策2》 譲渡事業の推進

県は、譲渡事業を推進し、収容されている犬・猫が譲渡される機会を増やし、あわせて、犬・猫の適正飼養の啓発を強化し収容される犬・猫を減少させることで、致死処分の減少を進めていきます。

(具体策) 譲渡事業に係る広報周知の強化	
取組開始時期	短期
主な取組機関	県、山形市、動物愛護推進員、動物愛護団体
具体策の内容	県及び山形市は、譲渡前講習会の開催を増やすなど、できるだけ譲渡の機会を設けるとともに、ホームページやSNSなどを活用し、動物愛護推進員や動物愛護団体などの協力を得て、譲渡事業の広報周知を強化します。
具体策の目標値	犬の譲渡率100%、猫の譲渡率80%以上

《施策3》 動物取扱業者の社会的責務の徹底

動物取扱業者は、飼い主やこれから飼い主になろうとする人と動物の橋渡し役として、動物愛護管理の観点から非常に重要な立場にあります。

法の遵守はもとより、動物取扱業者自らが模範となり、購入者などにも飼い主としての自覚を促す社会的な役割を果たせるよう、動物取扱業者に対する指導、支援を進めていきます。

(具体策) 動物取扱業者の社会的責務の徹底	
取組開始時期	直ちに
主な取組機関	県、山形市、動物取扱業者
具体策の内容	<p>動物取扱業者は、法令を遵守し、県や山形市による指導に従い、社会的な責務を果たすよう努めます。</p> <p>県及び山形市は、動物取扱業者（特に販売業として登録している者）に対し計画的に立入検査を実施し、新たに設定された犬猫の飼養管理基準への適合状況（飼養の実態、飼養施設の構造や規模等）、販売時における現物確認、購入者への対面説明が適切に行われているか等を確認します。さらに年1回開催される講習会において、法令の遵守、違反事例の紹介、最新情報の提供などを行い、動物取扱業者が社会的な責務を果たせるよう指導、支援していきます。</p>
具体策の目標値	犬猫の販売を行う第一種動物取扱業者への立入検査 3年に1回以上

《施策4》 特定動物の適正な飼養管理の徹底

特定動物の危害発生防止のため、特定動物の飼い主による実効性のあるマニュアルの整備について指導、支援を進めていきます。

(具体策) 特定動物飼養施設への監視指導の徹底	
取組開始時期	短期
主な取組機関	県、山形市、特定動物の飼い主
具体策の内容	<p>特定動物の飼い主は、施設設備の保守点検の徹底と災害時などの際の飼養管理や移動手手段、移送先の確保、逸走した特定動物による危害防止のため、実効性のあるマニュアルの整備に努めます。</p> <p>県及び山形市は、立入検査を年1回以上実施するとともにマニュアルが現状に応じた内容になっているかを確認し、危害防止対策のための実効性のあるマニュアルの整備について指導、支援します。</p>
具体策の目標値	特定動物飼養施設への立入検査 年1回以上

《施策5》 実験動物の適正な取扱いの推進

学術研究のために使用されている実験動物については、その使用目的に応じた飼養管理だけでなく、動物愛護の観点からも適正な飼養管理が求められています。環境省は、「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準」（平成18年4月28日環境省告示第88号。以下「実験動物飼養保管基準」という。）を定め、平成29年には実験動物

飼養保管等基準解説書研究会による「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準の解説」を作成し、関係省庁が関係機関に周知を行っています。

県内の研究施設における実験動物の取扱状況は、3年に1度のアンケート調査により把握しています。引き続き、実験動物の飼養状況を把握し、適正な取扱いについて普及啓発を進めていきます。

(具体策) 実験動物の飼養状況の把握	
取組開始時期	短期
主な取組機関	県
具体策の内容	県は、3年に1度のアンケート調査などにより現状を把握するとともに、実験動物飼養保管基準について周知し、実験動物の適正な取扱いが図られるよう努めます。
具体策の目標値	実験動物飼養施設に対するアンケート調査の実施

《施策6》 産業動物の適正な取扱いの推進

牛、豚、鶏などの産業動物は、「家畜伝染病予防法」に基づく県による指導を受けるほか、別に公衆衛生上規制が必要な区域として市町村長が指定した場所で一定数以上を飼養する場合、「化製場等に関する法律」に基づく市町村長の動物飼養収容許可を受けています。

「産業動物の飼養及び保管に関する基準」(昭和62年10月9日総理府告示第22号。)及び農林水産省により「アニマルウェルフェア¹⁴に配慮した家畜の飼養管理の基本的な考え方について」(平成29年11月15日29生畜第794号)が発出されるなど、農林水産部局においてアニマルウェルフェアに配慮した飼養管理の普及・定着を図っています。

県は、産業動物が安全・安心な食料となるよう健康的な飼養を推進していくとともに、飼い主が関係法令を遵守するよう市町村や関係者と連携し指導、支援を進めていきます。

(具体策) 産業動物の健康的な飼養の推進	
取組開始時期	直ちに
主な取組機関	県
具体策の内容	県は、飼養衛生管理基準チェックシートを用いた立入検査を年1回以上実施します。
具体策の目標値	生産農場への立入検査 年1回以上

《施策7》 動物の遺棄・虐待の防止

動物の虐待には、意図的に動物を傷つける行為だけではなく、必要な世話を怠ったりけがや病気の治療をせずに放置したり、十分な餌や水を与えないなど、いわゆるネグレクトと呼ばれる行為も含まれます。

県、市町村、県獣医師会、警察等と連携し、あらゆる機会を捉え動物の遺棄・虐待は犯罪であること、不妊去勢手術の必要性を普及啓発していきます。

(具体策) 警察との連携強化、遺棄・虐待防止の普及啓発	
取組開始時期	直ちに
主な取組機関	県、市町村、獣医師会、警察、動物愛護団体
具体策の内容	令和元年度の動物愛護管理法改正により、動物の遺棄・虐待について罰則が強化されたこと、虐待の通報が獣医師に義務付けられたことの周知徹底を図り、警察との連携をより一層強化し、遺棄虐待の防止を図ります。 市町村、県獣医師会、愛護団体等との連携のもと、県民に対し、安易な気持ちで動物を飼い始めたり、後先を考えない無責任な餌やりをしないよう、又、終生飼養及び繁殖制限措置が徹底されるよう、さらなる普及啓発を図ります。
具体策の目標値	猫の遺棄件数を令和2年度（43件）の50%以下 虐待通報への対応率100%

【施策の柱2】動物愛護精神の醸成

《施策8》 動物愛護行事の開催による動物愛護管理の普及啓発

動物愛護管理法では9月20日から26日までを動物愛護週間と定めています。

本県では、県、山形市、県獣医師会が主催し、昭和56年から毎年、動物愛護週間に「山形県動物愛護フェスティバル」を開催しています（令和2、3年は新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため中止）。

県民に広く動物愛護精神を普及啓発するために、動物愛護フェスティバルなどの動物愛護行事について、今後も継続して開催していきます。

（具体策）動物愛護フェスティバルの開催	
取組開始時期	直ちに
主な取組機関	県、市町村、県獣医師会、動物愛護団体など
具体策の内容	動物愛護フェスティバル実行委員会において、随時、開催方法、開催内容などを見直し、毎年開催することで、さらなる動物愛護管理の普及啓発を図ります。
具体策の目標値	山形県動物愛護フェスティバルの開催 年1回

《施策9》 学校等の教育現場での普及啓発活動への支援

小学校、幼稚園、保育園、学童保育その他の教育関係機関（以下「学校等」という。）における動物飼育は、命の大切さ、愛する心、思いやりの心などの情操教育に効果的であり、児童や幼児などの健全な育成に役立つと評価されています。

学校等における動物愛護教育は、児童や生徒の情操教育に効果的であるだけでなく、飼育や観察を通じて心身の健全な発達や豊かな人間性の涵養に寄与すると考えられていることから、教育活動の支援を進めるとともに、適正な飼育についての理解を深めていきます。

（具体策1）学校等における飼育動物の現状把握	
取組開始時期	直ちに
主な取組機関	県、市町村、県獣医師会
具体策の内容	定期的に学校等における動物飼育の現状を把握します。
具体策の目標値	学校等における動物の飼育状況の把握

（具体策2）動物愛護教育に関する相談に対応できる体制の整備	
取組開始時期	短期
主な取組機関	県、市町村、県獣医師会、動物愛護団体など

具体策の内容	学校等における動物の飼育に対し、動物の習性や正しい飼い方・接し方、健康管理、衛生管理などの相談について助言などの支援を行うとともに、動物を飼育していない学校等からの動物愛護教育に関する相談に対応できる体制を整備します。
具体策の目標値	学校等からの相談への対応 100%

【施策の柱3】 県民の安全と安心の確保

《施策10》 人とペットの災害対策の推進

災害発生時には人と生活を共にしている動物も多大な被害を受けることから、本県では平成15年に「山形県地域防災計画」に被災動物計画を、令和3年にペット同行避難への対応を盛り込みました。また、平成19年には県と県獣医師会が被災動物対策に関する協定書を締結しています。

地域の実情に応じた避難所におけるペット同行避難の受入れ体制を整備することが必要となっていることから、環境省の「人とペットの災害対策ガイドライン」を参考にし、災害発生時に、関係者で連携ができるよう協定の締結やマニュアルの作成など、準備を進めるとともに、飼い主などに対して、平時からの備えについても普及啓発を進めていきます。

(具体策1) ペット同行避難の受入れ体制の整備	
取組開始時期	短期
主な取組機関	県、市町村、県獣医師会、動物取扱業者、動物愛護団体など
具体策の内容	避難所でのペットのためのスペース確保や給餌、清掃などに関するルール作り、地域住民への周知など、県、市町村が連携を図りながら避難所等におけるペット受入れ体制の整備を推進します。 同行避難者の受入れを検討する際に活用できる手引きとして、「ペット同行避難所運営マニュアル」を策定します。
具体策の目標値	地域防災計画にペット同行避難等に関する項目を整備(全市町村)

(具体策2) 災害時における動物救護体制の整備	
取組開始時期	短期
主な取組機関	県、市町村、県獣医師会、動物取扱業者、動物愛護団体など
具体策の内容	災害発生時の被災動物の収容については、動物愛護(管理)センターでの収容に加えて、県獣医師会の協力を得て県内での収容可能数を把握します。 被災動物救護活動について、県、保健所、市町村、県獣医師会、動物愛護団体やボランティアなどの役割分担と連携内容の検討を行います。

	また、発災時に速やかに必要な餌、動物用医薬品などの物資に関する被災地のニーズを把握・集約し、支援物資を確保し分配する体制を整備するなど、受援体制を整備します。
具体策の目標値	災害時の動物救護体制と受援体制の整備

(具体策3) 飼い主等への災害発生に備えた対応に係る普及啓発	
取組開始時期	短期
主な取組機関	県、市町村、県獣医師会、動物取扱業者、動物愛護団体など
具体策の内容	災害発生時に被害を最小限に抑えるには平時からの備えが欠かせません。県や市町村などは所有者明示措置の徹底、見ず知らずの被災者・被災動物と接することを想定したしつけ、予防接種などの健康管理、ペットフードの備蓄、一時預かり先の確保など飼い主が普段から備えておくべきことなどについて、セミナーを開催、ホームページやリーフレットなどにより啓発を図ります。
具体策の目標値	人とペットの災害対策に関するセミナー参加者数 累計 1,000人 (Web開催を含む)

《施策11》 周辺の生活環境の保全

令和元年の動物愛護管理法改正において、周辺の生活環境が損なわれる事態の原因になりうる行為として、所有者がいない猫への「給餌若しくは給水」が追加されましたが、餌やりを一律に禁止するという対策では、隠れて餌をあげるようになり、実態把握や指導が困難となるケースが多くみられることから、「山形県猫の適正飼養ガイドライン」を改定し、具体的な対応を盛り込みます。

また、多頭飼育に陥る飼い主には、1人暮らしの高齢者や生活保護受給者など福祉の支援を必要としている方が多いことが報告されていることから、福祉担当部局と連携し、繁殖制限の措置が義務化されたことの普及啓発と対応を進めます。

(具体策1) 所有者がいない猫対策の周知徹底	
取組開始時期	短期
主な取組機関	県、市町村、県獣医師会、動物愛護団体など
具体策の内容	「山形県猫の適正飼養ガイドライン」の所有者がいない猫対策の部分をより具体的な内容に改定するとともに、市町村、県獣医師会、動物愛護団体と連携し普及啓発します。 所有者のいない猫に関する苦情相談について、保健所、山形市動物愛護センターは、市町村や関係機関と連携し対応にあたりるとともに、必要に応じ出前講座や研修等を実施します。 県獣医師会や、市町村が実施する猫を対象とした不妊去勢措置への助成制度を県ホームページで広く周知することにより、所有者のいない猫への不妊去勢措置の実施を促進します。

具体策の目標値	所有者がいない猫に関する相談への対応 100%
(具体策 2) 多頭飼育問題の未然防止	
取組開始時期	短期
主な取組機関	県、市町村、県獣医師会、動物愛護団体など
具体策の内容	多頭飼育問題を予防するため、社会福祉協議会、包括支援センター、民生委員等との連携体制を構築し、犬猫を複数飼養する飼い主への不妊去勢手術の働きかけを行います。 また、多頭飼育対策に当たる関係者間の連携を図るため、ケースカンファレンスや講習会などを開催し、課題の整理や情報共有を促進します。
具体策の目標値	多頭飼育対策に係る講習会などの開催 各地域及び山形市で年1回以上

【施策の柱 4】 取組を推進するための環境の構築

《施策 12》 関係機関・団体等との協働事業の実施及び人材育成

県内には動物愛護に関する活動を行っている団体や動物介在活動のような動物を用いた福祉活動を行っているボランティアがおり、一部の活動は動物愛護フェスティバルなどで報告されていることから、県は、動物愛護団体などの活動状況の把握に努めます。

また、協働で行う事業の整備を進め、関係者と共に動物愛護推進員研修会の開催や動物愛護推進協議会の開催に取り組みます。

(具体策 1) 動物愛護団体などの把握	
取組開始時期	短期
主な取組機関	県、市町村、県獣医師会、動物愛護団体
具体策の内容	県は、動物愛護団体の活動状況の把握に努めます。
具体策の目標値	動物愛護団体の活動状況の把握

(具体策 2) 関係機関・団体等との協働事業の実施及び人材育成	
取組開始時期	中長期
主な取組機関	県、市町村、県獣医師会、動物取扱業者、動物愛護団体
具体策の内容	取組機関は、譲渡事業や所有者がいない猫対策、多頭飼育や遺棄虐待の予防など動物の愛護や管理に関し、協働して対応にあたります。県は、動物愛護推進員研修会等を開催し、県内の動物愛護に関する人材育成を図ります。
具体策の目標値	関係機関・団体等との協働事業の構築 動物愛護推進員の委嘱 動物愛護推進員の研修会 年1回 動物愛護推進協議会の開催 年1回

《施策 13》 動物愛護（管理）センターの機能強化

本県は、地理的・文化的な特徴から4つの地域に分けられ、各地域の保健所の施設として動物愛護（管理）センターが設置されており、中核市である山形市には山形市動物愛護センターがあります。

置賜地区動物愛護センターは平成29年に、最上地区動物愛護センターは平成30年に、山形市動物愛護センターは令和元年に、それぞれ新築または移転しましたが、庄内地区動物管理センターは、昭和57年建設であり、老朽化が進み、整備が必要な状況となっています。

令和元年の動物愛護管理法改正において、機能や行うべき業務が明確化されたことを踏まえ、各地域の動物愛護（管理）センターは、動物愛護精神の普及啓発及び被災動物救護のための拠点としての機能強化を図ります。特に老朽化が進んでいる庄内地区動物管理センターは、早期の移転新築を目指します。

（具体策1）各動物愛護（管理）センターの機能強化	
取組開始時期	短期
主な取組機関	県
具体策の内容	各動物愛護（管理）センターは動物愛護精神の普及啓発の拠点として、各地域で動物とふれあい、適正飼養を学ぶ動物愛護教室等の開催や情報発信の充実を図ります。 災害時の被災動物の収容・保護機材などの備蓄に努めます。
具体策の目標値	各地域での動物愛護教室等の開催や情報発信の充実 各動物愛護（管理）センターの防災拠点としての機能強化

（具体策2）庄内地区動物管理センターの施設整備	
取組開始時期	中長期
主な取組機関	県
具体策の内容	庄内地区動物管理センターの早期移転新築を目指し、動物愛護の普及啓発機能と、収容動物の体調管理を十分行える設備を整備します。
具体策の目標値	庄内地区動物管理センターの移転・新築

用語集

1：動物の遺棄

愛護動物*を捨てる（遺棄する）ことは犯罪であり、愛護動物を遺棄した者は1年以下の懲役または100万円以下の罰金に処せられる。

※愛護動物とは

- 1 牛、馬、豚、めん羊、山羊、犬、猫、いえうさぎ、鶏、いえばと及びあひる
- 2 その他、人が占有している動物で哺乳類、鳥類又はは虫類に属するもの

2：動物の虐待

動物虐待とは、動物を不必要に苦しめる行為のことをいい、動物を殺したり傷つけたりする意図的な行為だけでなく、必要な世話を怠ったりケガや病気の治療をせずに放置したり、十分な餌や水を与えないなど、いわゆるネグレクトと呼ばれる行為も含まれる。

愛護動物を虐待した者は1年以下の懲役または100万円以下の罰金、みだりに殺したり傷つけた者は5年以下の懲役または500万円以下の罰金に処せられる。

3：動物愛護推進協議会

動物愛護管理法第39条に基づき、動物愛護推進員の委嘱の推進、動物愛護推進員の活動に対する支援等に関し必要な協議を行うために都道府県等が設置する協議会。

4：動物愛護推進員

動物愛護管理法第38条に基づき、地域における犬、猫等の動物の愛護の推進に熱意と見識を有する者のうちから都道府県知事等から委嘱を受け、犬猫等の動物の愛護の推進を図るための活動を行うボランティアをいう。

5：第一種動物取扱業

動物の販売、保管、貸出し、訓練、展示等の取扱いを営利目的で業として行う者。

動物愛護管理法の規定により、第一種動物取扱業は、知事等の登録を受けなければならない。

6：第二種動物取扱業

動物の譲渡、保管、貸出し、訓練、展示を、営利を目的とせず一定数以上の動物の取扱い（動物愛護団体のシェルター、公園などでの非営利の展示など）を行う者。

第二種動物取扱業は、知事等に届出しなければならない。

7：飼い主

動物の所有者だけでなく、その動物を飼養・保管する者も含む。

8：マイクロチップ

直径約2mm、長さ約8～12mmの円筒形の生体適合ガラスので覆われた小さな電子標識器具

(名札)。それぞれに世界に1つしかない番号を記憶しており、読み取り機をかざすことで、その番号を読み取れる。所有者明示や個体識別を目的に皮下に埋め込んで使用する。

9：人獣共通感染症

人と動物の両方に感染又は寄生する病原体により生じる感染症のこと。日本での事例として、狂犬病（海外で犬に咬まれた帰国者）、オウム病（展示施設で集団発生）、腸管出血性大腸菌感染症（ふれあい動物施設）などがある。予防には動物との節度あるふれあいを心がけ、動物とふれ合った後の手洗いを徹底すること等が挙げられる。

10：けい留

人に危害を加えないように、檻その他の囲いの中で飼養したり、丈夫なリードなどで固定的な施設や物件につないでおくこと。

11：特定動物

クマ、ニホンザル、タカ、ワニ、マムシなど、動物愛護管理法で、人の生命、身体又は財産に被害を加えるおそれがある動物として指定された動物。約 650 種（哺乳類・鳥類・は虫類）が指定されている。

12：化製場等に関する法律

死亡獣畜の処理および動物の飼養または収容によって起こる衛生上の危害の発生を防止し、生活環境を保全することを目的として定められた法律

13：TNR 活動

猫の繁殖を防止するため「捕獲（Trap）し、不妊去勢手術（Neuter）を行い、元の場所に戻す（Return）、その印として耳先をV字カットする」を実施する活動。

14：アニマルウェルフェア

アニマルウェルフェア（Animal Welfare）は、「動物福祉」や「家畜福祉」と訳される。飼い主や飼養管理者は、動物が出来る限り快適に生活ができるようにする責務がある。